

「日興イーजीトレード中国株サービス取扱規程」の改定内容の詳細

2022 年 3 月

2022 年 4 月 1 日より日興イーजीトレード中国株サービス取扱規程を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
（申込方法） 第 2 条 お客様は、次の各号すべてに該当する場合に本サービスの申込みができるものとします。 (1) ～(4) （省 略） (5) 年齢が<u>18歳以上</u>であること。	（申込方法） 第 2 条 お客様は、次の各号すべてに該当する場合に本サービスの申込みができるものとします。 (1) ～(4) （省 略） (5) 年齢が <u>20 歳以上</u>であること。
（解除） 第 1 5 条 本サービスは、次の各号に該当した場合に、解除されるものとします。 (1) ～(4) （省 略） (5) 電子交付サービス取扱規程第 2 条第 1 項 1 号の書面（取引報告書等）に関する電子交付サービスの利用が<u>解除された</u>場合。 (6) ～(8) （省 略）	（解除） 第 1 5 条 本サービスは、次の各号に該当した場合に、解除されるものとします。 (1) ～(4) （省 略） (5) 電子交付サービス取扱規程第 2 条第 1 項 1 号の書面（取引報告書等）に関する電子交付サービスの利用<u>申込を停止した</u>場合。 (6) ～(8) （省 略）
（規程の変更） 第 1 6 条 <u>本規程は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548 条の4 の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用、書面による通知またはその他相当の方法により周知します。</u>	（規程の変更） 第 1 6 条 <u>本規程は、法令の変更もしくは監督官庁の指示・命令、証券取引約款もしくは外国証券取引口座約款の変更、または社会情勢の変動その他により、本サービスを提供していく上で必要が生じたと当社が判断したときは、変更されることがあります。</u> <u>2 当社は、本規程を変更した場合、当社が定める方法（インターネットによる告知を含む）によりお客様に通知するものとします。また、当社は、当社が通知した後、お客様が当社と本サービスにかかる取引を行った時点をもって本規程の変更に同意したものとして取扱います。</u>
2022 年 4 月 1 日改定	2019 年 7 月 16 日改定

以上